

目 次

告 示	ページ
11 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等事務取扱規程の一部改正	2
公平委員会規則	
2 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	4

新潟県市町村総合事務組合告示第 11 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等事務取扱規程（平成 16 年告示第 4 号）の一部を次のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から実施した。

令和 8 年 7 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

別記第 1 号様式から別記第 3 号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式（第 11 条関係）

交通災害共済会員台帳・会費現金収納済通知書送付票

新
旧

年度

新潟県市町村総合事務組合

市
町 事務所様
村 年 月分

区 分	枚 数	人 数	金 額
会 員 台 帳 送 付 票			
会 費 現 金 収 納 済 通 知 書 送 付 票			
合 計			

上記のとおり送付いたします。

会員台帳 枚数	
会費現金収納済通知書 枚数	

新潟県市町村総合事務組合

取扱日 年 月 日

取りまとめ収納店 銀行 店

別記第 2 号様式（第 11 条関係）

交通災害共済会費収納済通知書

新
旧

年度

新潟県市町村総合事務組合様

市
町 事務所分
村 年 月分

区 分	枚 数	人 数	金 額
会 員 台 帳 送 付 票			
会 費 現 金 収 納 済 通 知 書 送 付 票			
合 計			

上記のとおり総括店の貴口座へ振込みましたからご通知いたします。

会員台帳 枚数	
会費現金収納済通知書 枚数	

新潟県市町村総合事務組合

取扱日 年 月 日

取りまとめ収納店 銀行 店

別記第 3 号様式（第 11 条関係）

新潟県市町村総合事務組合

市
町
村

会員台帳分

会費現金収納済通知書分

新潟県市町村総合事務組合
事務所様

取りまとめ収納店

新・旧

年度

銀行店様

処理日 年 月 日

枚 数	人 数	金 額

上記のとおり送付いたします。

取扱日 年 月 日

新潟県市町村総合事務組合
収納店 銀行 店

備考

- 1 この様式は、使途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。
- 2 複写式とし、事務処理の便宜のために必要がある場合は、この様式に必要な事項を追加して使用することができる。

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和8年7月1日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝 見 洋 人

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第2号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成16年公平委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																										
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																																										
1 小千谷市	1 小千谷市																																										
<table> <tr> <th>機 関</th><th>職</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>長 部 局</td><td><u>政策監</u> <u>管理監</u> 課長 参事 室長 課長補佐</td></tr> <tr> <td></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	機 関	職	(略)		長 部 局	<u>政策監</u> <u>管理監</u> 課長 参事 室長 課長補佐		(略)	(略)		<table> <tr> <th>機 関</th><th>職</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>長 部 局</td><td>課長 参事 室長 課長補佐</td></tr> <tr> <td></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	機 関	職	(略)		長 部 局	課長 参事 室長 課長補佐		(略)	(略)																							
機 関	職																																										
(略)																																											
長 部 局	<u>政策監</u> <u>管理監</u> 課長 参事 室長 課長補佐																																										
	(略)																																										
(略)																																											
機 関	職																																										
(略)																																											
長 部 局	課長 参事 室長 課長補佐																																										
	(略)																																										
(略)																																											
7 糸魚川市	7 糸魚川市																																										
<table> <tr> <th>機 関</th><th>職</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>長 部 局</td><td><u>政策監</u> 課長 参事</td></tr> <tr> <td></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	機 関	職	(略)		長 部 局	<u>政策監</u> 課長 参事		(略)	(略)		<table> <tr> <th>機 関</th><th>職</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>長 部 局</td><td><u>部長</u> <u>部次長</u> 課長 参事</td></tr> <tr> <td></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	機 関	職	(略)		長 部 局	<u>部長</u> <u>部次長</u> 課長 参事		(略)	(略)																							
機 関	職																																										
(略)																																											
長 部 局	<u>政策監</u> 課長 参事																																										
	(略)																																										
(略)																																											
機 関	職																																										
(略)																																											
長 部 局	<u>部長</u> <u>部次長</u> 課長 参事																																										
	(略)																																										
(略)																																											
10 佐渡市	10 佐渡市																																										
<table> <tr> <th>機 関</th><th>職</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>長 部 局</td><td><u>総合政策監</u> <u>部長</u> <u>副部長</u> <u>政策監</u> <u>センター統括監</u> 課長</td></tr> <tr> <td></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>教育委員会 事務局</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td>(学校教育課関係) 人事担当の課長補佐 総務係長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>農業委員会 事務局</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>出張所</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	機 関	職	(略)		長 部 局	<u>総合政策監</u> <u>部長</u> <u>副部長</u> <u>政策監</u> <u>センター統括監</u> 課長		(略)	教育委員会 事務局	(略)		(学校教育課関係) 人事担当の課長補佐 総務係長	(略)		農業委員会 事務局	(略)	出張所	(略)	(略)		<table> <tr> <th>機 関</th><th>職</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>長 部 局</td><td>部長 副部長 課長</td></tr> <tr> <td></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>教育委員会 事務局</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td>(教育総務課関係) 人事担当の課長補佐 総務係長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>農業委員会 事務局</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>支所</u></td><td><u>支所長</u></td></tr> <tr> <td>出張所</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	機 関	職	(略)		長 部 局	部長 副部長 課長		(略)	教育委員会 事務局	(略)		(教育総務課関係) 人事担当の課長補佐 総務係長	(略)		農業委員会 事務局	(略)	<u>支所</u>	<u>支所長</u>	出張所	(略)	(略)	
機 関	職																																										
(略)																																											
長 部 局	<u>総合政策監</u> <u>部長</u> <u>副部長</u> <u>政策監</u> <u>センター統括監</u> 課長																																										
	(略)																																										
教育委員会 事務局	(略)																																										
	(学校教育課関係) 人事担当の課長補佐 総務係長																																										
(略)																																											
農業委員会 事務局	(略)																																										
出張所	(略)																																										
(略)																																											
機 関	職																																										
(略)																																											
長 部 局	部長 副部長 課長																																										
	(略)																																										
教育委員会 事務局	(略)																																										
	(教育総務課関係) 人事担当の課長補佐 総務係長																																										
(略)																																											
農業委員会 事務局	(略)																																										
<u>支所</u>	<u>支所長</u>																																										
出張所	(略)																																										
(略)																																											

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。